

高等学校等就学支援金及び奨学のための給付金 意向確認書

学校名	鹿児島県立国分高等学校
学科名	普通科 ・ 理数科
学年・組・番号	年 組 番
生徒氏名	
電話番号	
住所	〒

授業料と授業料以外の教育費について、2種類の支援制度があります。①、②どちらも全員チェックをしてください。

① 就学支援金制度【授業料に対する支援】

【支給対象】年収目安約910万円未満  
 (あくまで目安であり、実際は親権者等の算定基準額(※)により判定します。)  
 ※ 市町村民税の課税標準額×6%－調整控除の額(両親の合計額) < 30万4,200円  
 ・ 高等学校等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。  
 ・ 高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、高等学校等就学支援金は受給できず、授業料を納付する必要があります。

○該当する項目の□にチェックを入れてください。

	確認項目	審査後の通知
<input type="checkbox"/>	現在、高等学校等就学支援金を受給しており、今後も受給を希望します。 なお、以前、個人番号を証明する書類を提出しているため、今回は申請書等を提出しません。(※裏面の記入が必要です。)	認定を受けた者には認定通知・支給決定通知、不認定者には不認定通知が送付されます。
<input type="checkbox"/>	現在、高等学校等就学支援金を受給しており、今後も受給を希望します。 なお、以前、個人番号を証明する書類を提出していないため、今回も申請書類を提出します。	
<input type="checkbox"/>	現在、高等学校等就学支援金を受給しておらず、支給を受けたいので受給資格認定申請書及び親権者等の個人番号カードの写し等を提出いたします。 (この項目にチェックを入れた方に申請書を郵送します。)	
<input type="checkbox"/>	親権者等の市町村民税の課税標準額×6%－調整控除の額の合計が30万4,200円(年収目安約910万円)以上、またはほかの理由により、7月に受給資格認定申請書を提出しません。	通知はありません。

※年収目安は、両親・高校生・中学生の4大家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。  
 ※高等学校等就学支援金制度に対する理解に不安があるときは、受給資格認定申請書を7月中に必ず提出してください。8月以降学校へ提出のあったときは、提出のあった月からの支給になり、遡及ができません。

② 奨学のための給付金制度【授業料以外の教育費支援】

○該当する項目の□にチェックを入れてください。

	確認項目	備考
<input type="checkbox"/>	支給要件に該当しません。	手続きは不要です。
<input type="checkbox"/>	支給要件に該当するが、奨学のための給付金を希望しないため申請しません。 (希望しない理由) <input type="checkbox"/> 申請が面倒である。 <input type="checkbox"/> 給付金を必要としていない。 <input type="checkbox"/> その他( )	
<input type="checkbox"/>	支給要件に該当するため、申請を希望します。 (こちらの項目にチェックのある方に申請書を郵送します。) ※前倒し支給の申請をした場合も申請が必要です。	

【前倒し支給要件】以下の全てに該当  
 ・ 保護者等が鹿児島県に住所を有すること  
 ・ 生活保護受給世帯又は保護者等全員の令和4年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)若しくは家計急変により非課税に相当する世帯  
 ・ 児童福祉法による見学旅行費または特別育成費(母子生活支援施設に入所している高校生等は除く)が措置されていないこと

# 高等学校等就学支援金 課税地確認書

高等学校等就学支援金の受給資格の審査では、課税地（住民票住所を有する市町村）で課税された税額情報が必要です。課税地は本年の1月1日時点の所在地（住民票住所を有する市町村）によって決まります。

そのため、本年の1月1日時点の所在地と前年の1月1日時点の所在地に変更がないか確認する必要があります。

つきましては、以下の【確認事項】に御記入願います。

## 【確認事項】

該当する項目の□にチェック☑を入れてください。

① 2021年1月1日時点と2022年1月1日時点の課税地（住民票住所を有する市町村）は同じですか。

同じです。

同じではありません。

② ①で「同じではありません。」にチェックを入れた方は、以下の項目を記入してください。

No.	課税地が変更となる保護者等の氏名	2022年1月1日時点の課税地	当てはまる場合は□にチェック
1		都道府県 市区町村	<input type="checkbox"/> 2022年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。
2		都道府県 市区町村	<input type="checkbox"/> 2022年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。
3		都道府県 市区町村	<input type="checkbox"/> 2022年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。

補足：課税地の例(A市からB市、C市へ引っ越している場合)



2022年7月～2023年6月に申請する場合の課税地→B市（2022年1月1日時点の住所）

※必ずしも申請時の住所とは限りませんので注意してください。